

令和8年度大田原市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金のご案内

クリーンエネルギー自動車の導入に 補助金が交付されます



クリーンエネルギー自動車とは…

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等、二酸化炭素の排出量が少なく、環境に配慮された自動車のことで、災害用の非常用電源としても活用できます。

大田原市では、新車でクリーンエネルギー自動車を購入した際、購入費用の一部（1台につき100,000円）を助成します。

お問い合わせ・提出先

大田原市 市民生活部 生活環境課 環境保全係
〒324-8641 大田原市本町1-4-1本庁舎2階
電話：0287-23-8775

メールアドレス：seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp

窓口受付時間 9：00～16：30（土日祝日及び年末年始除く）

大田原市ホームページ
はこちらから



◎申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

予算残額については大田原市ホームページからご確認ください。

詳細は中面を
ご覧ください



補助対象車両 ※以下の項目すべてに該当する車両

- ①以下のクリーンエネルギー自動車であること（**新車**に限る）
 - 電気自動車
 - プラグインハイブリッド自動車
- ②給電機能を有すること
- ③国のCEV補助金の対象車両となっていること
- ④使用の本拠の位置が大田原市内であること



補助対象者 ※以下の項目すべてに該当する方

- ①**大田原市内に住所を有する方**
- ②自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を**購入**する方
または**残価設定型クレジット**か**リース契約**で**導入**する方
- ③**過去にこの補助金を受けていない方**
- ④同一世帯の方を含め、市税等を**滞納**していない方

補助の要件 ※以下の項目すべてに該当する方

- ①令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間に、補助対象車両の新規登録を完了し、支払を完了すること。
（令和8年4月1日より前に登録した車は不可。）
- ②令和9年3月31日（水）までに申請書を提出すること。

導入に関する注意事項

- この補助金を活用してクリーンエネルギー自動車を導入する際は、**財産処分制限期間（4年）以上使用することとなります。**4年以内に財産処分する場合は、別途お手続きが必要となり、特殊事情を除き補助金返還が生じますので、生活環境課までご連絡ください。
- 割賦払いによる購入は、**割賦払い終了後に申請者へ所有権が移行されることが確認できれば対象です。**お手元の割賦払いの契約書または約款をご確認ください。
- 残価設定型クレジット及びリース契約による導入は、**財産処分制限期間（4年）以上の使用が確認できれば対象です。**
- 栃木県の「災害時電源EV・PHV導入促進事業補助金」との併用はできません。

提出書類 ★チェックリストとしてもご活用ください

| No. | 提出書類 | 備考 | ✓ |
|-----|--|--|---|
| 1 | 交付申請書（様式第1号） | 押印不要 | |
| 2 | 契約書の写し | | |
| 3 | 領収書の写し | | |
| 4 | 割賦払い、残クレ及びリース契約書の写し ※割賦払い、残クレ及びリースで導入した場合のみ | | |
| 5 | 自動車検査証の写し | | |
| 6 | 自動車検査証記録事項の写し | | |
| 7 | 車両のカタログまたは仕様書 | | |
| 8 | 車両の保管場所の位置図 | | |
| 9 | 車両、保管場所およびナンバーが確認できる写真 | | |
| 10 | 委任状（任意様式） | 申請者本人が提出する場合は提出不要です。要押印。 | |
| 11 | 所有権移行に係る誓約書（任意様式） ※割賦払いで購入した場合のみ | 割賦払い終了後に申請者へ所有権が移行されることが確認できれば対象です。 | |
| 12 | 財産処分に係る誓約書（任意様式） ※残クレまたはリースで導入した場合のみ | 残クレ契約・リース契約の場合、財産処分制限期間（4年）以上使用することが確認することができれば対象です。 | |
| 13 | 請求書（様式第9号） | 押印不要 | |

以上の書類を揃え、直接生活環境課窓口に出すまたは郵送してください。
窓口受付時間、郵送先は本パンフレット表紙をご覧ください。

※郵送の場合、令和9年3月31日（水）必着です。

※交付申請書、委任状、誓約書、請求書の様式は、大田原市ホームページまたは生活環境課窓口にて取得できます。

※摩擦で消えるインキを使用したペンで記入された書類は受理できません。

よくあるQ&A

| Q | A |
|---|--|
| 納車前ですが申請することはできますか？ | 「車両、保管場所及び車両番号が確認できる写真」をご提出いただくため、納車後の申請となりますのでご了承ください。 |
| 割賦払いで購入しましたが領収書の写しは頭金の領収書でよろしいですか？ | 頭金の領収書をご提出ください。 |
| 昨年度車両登録しましたが、昨年度の補助金は申請額が予算額に達してしまい、申請することができませんでした。この場合も今年度の補助金の対象となるのですか？ | 本補助金は今年度（令和7年度）に登録した車両が対象となるため、昨年度（令和6年度）に登録した車両は対象外となります。 |
| 国のCEV補助金の対象車両であることはどうやって確認するのですか？ | CEV補助金のホームページ内の対象車両一覧リストをご確認いただくか、購入先の店舗までお問い合わせください。 |
| 残価設定型クレジットで導入しましたが、「財産処分制限期間（4年）以上の使用が確認できれば対象となります」とあります。どの書類に記載していますか？ | お手元の残価設定型クレジット契約書の契約期間または支払回数をご確認ください。 |
| 車両の保管場所の位置図はどのようにして用意すればよろしいですか？ | 手書きの地図をご用意いただくか、web地図情報サービス（Google Map等）で周辺地図を印刷してご提出ください。 |
| 自営業を営んでおり、営業用としてクリーンエネルギー自動車を購入しました。この場合は補助金の対象になりますか？ | 自家用として個人で所有する車両が対象となりますので、事業での使用を目的とした車両は対象外です。 |

そのほか、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

大田原市 市民生活部 生活環境課 環境保全係

電話：0287-23-8775

メールアドレス：seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp

受付時間 9：00～16：30（土日祝日及び年末年始除く）